

岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス教育実施要領

岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者

1 目的

岐阜県産業技術総合センターの職員及びその他関連する者（以下「構成員」という。）に、「商工労働部における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規定」第2条第1項で定義する「研究活動における不正行為」の防止及び同第3条で規定する「研究者等の責務」を徹底するための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

2 実施方法、実施時期

コンプライアンス教育は、岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が企画する講習会において、実施するものとし、実施時期は、原則4月又は7月とする。

3 対象者

全ての構成員

4 開催回数

コンプライアンス教育の受講機会を確保するため、各年度中に複数回の開催とする。

5 教育内容

- ・ 具体的事例を参考とした研究所への影響
- ・ 研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・ 不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・ 自らの弁償責任
- ・ 申請等資格の制限
- ・ 研究費の返還等の措置
- ・ その他岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

項

6 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。また、受講した構成員は、受講毎に別紙の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、提出しなければならない。

7 未受講者等へのペナルティ

コンプライアンス教育を過去16か月以内に受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わるできない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育に必要な事項は、岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が別に定める。

付 記

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

研究活動にあたっての誓約書

岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者
岐阜県産業技術総合センター所長 様

私は、岐阜県産業技術総合センター（以下「研究所」という。）における研究活動において、その立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、健全な研究活動を保持し、かつ研究活動における下記の不正行為を為さず、また加担しないことを約束します。この他、他の職員等から不正行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡します。

また、不正行為を行った場合は、県や配分機関の処分及び法的な責任を負うことに異議はありません。

- 一 捏造 存在しないデータ、事実と異なる研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- 四 研究費の不適正な使用 競争的資金等を含む研究費を、本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。
- 五 不適切なオーサーシップ 資格を満たしていない人物を著者として列挙すること
- 六 二重投稿 他の学術誌等に既発表または投稿中の文献と同一内容もしくは、極めて類似した内容の文献を投稿する行為。
- 七 利益相反 公的研究で必要とされる公正かつ厳正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない行為。

令和 年 月 日

所属
氏名（自署）